

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正について

標記の件について、下記のとおり改正する。

記

1 改正事項

職種新設に伴う改正及び文言整備

2 改正内容

別紙及び新旧対照表のとおり。

なお、平成 31 年 1 月 31 日に一部改正した「『職員の採用・昇任等に関する一般基準』の一部改正について」（平成 30 年 11 月 28 日決定）の新旧対照表現行の欄中附則「この一般基準は、平成 31 年 1 月 31 日から適用する。」を「この一般基準は、令和元年 12 月 1 日から適用する。」に改め、改正案の欄中附則「この一般基準は、平成 32 年 4 月 1 日から適用する。」を「この一般基準は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。」に改める。

3 適用日

令和元年 12 月 1 日

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正について

職種新設に伴い、所要の改正及び文言整備を行う。

項 目 該 当 項 番	内 容																																		
附則 施行日	【職種新設に伴う改正及び文言整備】 この一般基準は、令和元年12月 1 日から適用する。																																		
別表 1 職種分類基準表	【職種新設に伴う改正】 職務分類基準（Ⅰ） （適用職種） 事務、法務、司書、史料編纂、通訳、速記、指導主事、管理主事、社会教育、福祉、心理、福祉技術、補装具製作 土木、建築、機械、電気、ICT、環境検査、林業、畜産、水産、造園、海洋技術、農業技術、獣医、職業訓練、写真、体育指導、武道指導、音楽指導、鑑識技術、衛生監視、無線通信、運転免許試験、学芸研究、交通技術、理工技術、航空機械技術 医師から臨床検査まで（現行のとおり）																																		
別表 3 職種表	【職種新設に伴う改正】 職 種 表 <table><tr><th>区分</th><th>職 種</th><th>職種 番号</th><th>職 務 名</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="7">一般技術系</td><td>土 木</td><td>201</td><td colspan="2">(現行のとおり)</td></tr><tr><td>建 築</td><td>202</td><td colspan="2">(現行のとおり)</td></tr><tr><td>機 械</td><td>203</td><td colspan="2">(現行のとおり)</td></tr><tr><td>電 気</td><td>204</td><td colspan="2">(現行のとおり)</td></tr><tr><td>ICT</td><td>205</td><td>情報通信技術</td><td>情報通信技術の職務</td></tr><tr><td>環境検査</td><td>326</td><td colspan="2">(現行のとおり)</td></tr><tr><td>林業から 航空機械 技術まで</td><td colspan="3">(現行のとおり)</td></tr></table>	区分	職 種	職種 番号	職 務 名	備 考	一般技術系	土 木	201	(現行のとおり)		建 築	202	(現行のとおり)		機 械	203	(現行のとおり)		電 気	204	(現行のとおり)		ICT	205	情報通信技術	情報通信技術の職務	環境検査	326	(現行のとおり)		林業から 航空機械 技術まで	(現行のとおり)		
区分	職 種	職種 番号	職 務 名	備 考																															
一般技術系	土 木	201	(現行のとおり)																																
	建 築	202	(現行のとおり)																																
	機 械	203	(現行のとおり)																																
	電 気	204	(現行のとおり)																																
	ICT	205	情報通信技術	情報通信技術の職務																															
	環境検査	326	(現行のとおり)																																
	林業から 航空機械 技術まで	(現行のとおり)																																	

項 目 該 当 項 番	内 容																																																							
(参考) 職種別採用 方法・行政 系１級職 (除く、警視 庁、東京消防 庁分)	【職種新設に伴う改正】 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">職種</th><th colspan="5">採用試験・採用選考の区分</th></tr><tr><th>I 類 A</th><th>I 類 B</th><th>II 類</th><th>III 類</th><th>その他</th></tr><tr><td rowspan="7">一般技術系</td><td>土木</td><td colspan="5">(現行のとおり)</td></tr><tr><td>建築</td><td colspan="5">(現行のとおり)</td></tr><tr><td>機械</td><td colspan="5">(現行のとおり)</td></tr><tr><td>電気</td><td colspan="5">(現行のとおり)</td></tr><tr><td>I C T</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>環境検査</td><td colspan="5">(現行のとおり)</td></tr><tr><td>林業から 理工技術 まで</td><td colspan="5">(現行のとおり)</td></tr></table>	職種		採用試験・採用選考の区分					I 類 A	I 類 B	II 類	III 類	その他	一般技術系	土木	(現行のとおり)					建築	(現行のとおり)					機械	(現行のとおり)					電気	(現行のとおり)					I C T		○				環境検査	(現行のとおり)					林業から 理工技術 まで	(現行のとおり)				
職種				採用試験・採用選考の区分																																																				
		I 類 A	I 類 B	II 類	III 類	その他																																																		
一般技術系	土木	(現行のとおり)																																																						
	建築	(現行のとおり)																																																						
	機械	(現行のとおり)																																																						
	電気	(現行のとおり)																																																						
	I C T		○																																																					
	環境検査	(現行のとおり)																																																						
	林業から 理工技術 まで	(現行のとおり)																																																						
別表 12 公募による 採用選考方 法	【文言整備】 1 公募の方法 都の<u>お知らせ</u>、<u>とちょうーi</u>に掲載するとともに、関連する大学、関係機関等に周知依頼することを基本とし、可能な限り広く周知するものとする。 ↓ 1 公募の方法 都の<u>ホームページ等</u>に掲載するとともに、関連する大学、関係機関等に周知依頼することを基本とし、可能な限り広く周知するものとする。																																																							

職員の採用・昇任等に関する一般基準新旧対照表

改正案	現行
職員の採用・昇任等に関する一般基準 (昭和61年3月26日 決定) 1 から17まで (現行のとおり) 付則 (現行のとおり) 附則 この一般基準は、令和元年12月1日から適用する。 (参考) (現行のとおり)	職員の採用・昇任等に関する一般基準 (昭和61年3月26日 決定) 1 から17まで (略) 付則 (略) 附則 この一般基準は、平成31年1月31日から適用する。 (参考) (略)

改正案	現行																												
別表 1 職務分類基準表 職務分類基準（Ⅰ） <table><tr><th>職務の級</th><th>職 務</th></tr><tr><td>6 級職</td><td>局長及びこれに相当する職の職務</td></tr><tr><td>5 級職</td><td>部長及びこれに相当する職の職務</td></tr><tr><td>4 級職</td><td>課長及びこれに相当する職の職務</td></tr><tr><td>3 級職</td><td>課長代理及びこれに相当する職の職務</td></tr><tr><td>2 級職</td><td>主任及びこれに相当する職の職務</td></tr><tr><td>1 級職</td><td>主事及びこれに相当する職の職務</td></tr></table> （適用職種） 事務、法務、司書、史料編纂、通訳、速記、指導主事、管理主事、社会教育、福祉、心理、福祉技術、補装具製作 土木、建築、機械、電気、<u>ICT</u>、環境検査、林業、畜産、水産、造園、海洋技術、農業技術、獣医、職業訓練、写真、体育指導、武道指導、音楽指導、鑑識技術、衛生監視、無線通信、運転免許試験、学芸研究、交通技術、理工技術、航空機械技術 医師、歯科医師、薬剤、診療エックス線、歯科衛生、歯科技工、マッサージ、理学療法、作業療法、視能訓練、衛生検査、栄養士、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線、医療技術、臨床検査 職務分類基準（Ⅱ）及び職務分類基準（Ⅲ）（現行のとおり） 別表 2（現行のとおり）	職務の級	職 務	6 級職	局長及びこれに相当する職の職務	5 級職	部長及びこれに相当する職の職務	4 級職	課長及びこれに相当する職の職務	3 級職	課長代理及びこれに相当する職の職務	2 級職	主任及びこれに相当する職の職務	1 級職	主事及びこれに相当する職の職務	別表 1 職務分類基準表 職務分類基準（Ⅰ） <table><tr><th>職務の級</th><th>職 務</th></tr><tr><td>6 級職</td><td>局長及びこれに相当する職の職務</td></tr><tr><td>5 級職</td><td>部長及びこれに相当する職の職務</td></tr><tr><td>4 級職</td><td>課長及びこれに相当する職の職務</td></tr><tr><td>3 級職</td><td>課長代理及びこれに相当する職の職務</td></tr><tr><td>2 級職</td><td>主任及びこれに相当する職の職務</td></tr><tr><td>1 級職</td><td>主事及びこれに相当する職の職務</td></tr></table> （適用職種） 事務、法務、司書、史料編纂、通訳、速記、指導主事、管理主事、社会教育、福祉、心理、福祉技術、補装具製作 土木、建築、機械、電気、環境検査、林業、畜産、水産、造園、海洋技術、農業技術、獣医、職業訓練、写真、体育指導、武道指導、音楽指導、鑑識技術、衛生監視、無線通信、運転免許試験、学芸研究、交通技術、理工技術、航空機械技術 医師、歯科医師、薬剤、診療エックス線、歯科衛生、歯科技工、マッサージ、理学療法、作業療法、視能訓練、衛生検査、栄養士、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線、医療技術、臨床検査 職務分類基準（Ⅱ）及び職務分類基準（Ⅲ）（略） 別表 2（略）	職務の級	職 務	6 級職	局長及びこれに相当する職の職務	5 級職	部長及びこれに相当する職の職務	4 級職	課長及びこれに相当する職の職務	3 級職	課長代理及びこれに相当する職の職務	2 級職	主任及びこれに相当する職の職務	1 級職	主事及びこれに相当する職の職務
職務の級	職 務																												
6 級職	局長及びこれに相当する職の職務																												
5 級職	部長及びこれに相当する職の職務																												
4 級職	課長及びこれに相当する職の職務																												
3 級職	課長代理及びこれに相当する職の職務																												
2 級職	主任及びこれに相当する職の職務																												
1 級職	主事及びこれに相当する職の職務																												
職務の級	職 務																												
6 級職	局長及びこれに相当する職の職務																												
5 級職	部長及びこれに相当する職の職務																												
4 級職	課長及びこれに相当する職の職務																												
3 級職	課長代理及びこれに相当する職の職務																												
2 級職	主任及びこれに相当する職の職務																												
1 級職	主事及びこれに相当する職の職務																												

改正案

別表 3 職種表

区分	職種	職種 番号	職務名	備 考
事務系	(現行のとおり)			
福祉系	(現行のとおり)			
一般技術系	土木	201	(現行のとおり)	
	建築	202	(現行のとおり)	
	機械	203	(現行のとおり)	
	電気	204	(現行のとおり)	
	I C T	205	情報通信技術	情報通信技術の職務
	環境検査	326	(現行のとおり)	
	林業から航空 機械技術まで	(現行のとおり)		
医療技術系	(現行のとおり)			
技能系	(現行のとおり)			
業務系	(現行のとおり)			
運輸系	(現行のとおり)			

現行

別表 3 職種表

区分	職種	職種 番号	職務名	備 考
事務系	(略)			
福祉系	(略)			
一般技術系	土木	201	(略)	
	建築	202	(略)	
	機械	203	(略)	
	電気	204	(略)	
	環境検査	326	(略)	
	林業から航空 機械技術まで	(略)		
医療技術系	(略)			
技能系	(略)			
業務系	(略)			
運輸系	(略)			

改正案							現行						
(参考) 職種別採用方法・行政系 1 級職 (除く、警視庁、東京消防庁分)							(参考) 職種別採用方法・行政系 1 級職 (除く、警視庁、東京消防庁分)						
職種		採用試験・採用選考の区分					職種		採用試験・採用選考の区分				
		I 類 A	I 類 B	Ⅱ 類	Ⅲ 類	その他			I 類 A	I 類 B	Ⅱ 類	Ⅲ 類	その他
事務系		(現行のとおり)						事務系		(略)			
福祉系		(現行のとおり)						福祉系		(略)			
一般技術系	土木	(現行のとおり)						一般技術系	土木	(略)			
	建築	(現行のとおり)							建築	(略)			
	機械	(現行のとおり)							機械	(略)			
	電気	(現行のとおり)							電気	(略)			
	<u>ICT</u>		<u>○</u>				環境検査		(略)				
	環境検査	(現行のとおり)							林業から 理工技術まで	(略)			
	林業から 理工技術まで	(現行のとおり)											
医療技術系		(現行のとおり)						医療技術系		(略)			
(凡例) ○ 競争試験・人事委員会実施 △ 選 考・人事委員会実施 ▲ 選 考・任命権者実施 ◇ 国籍要件除外職種 (注) 1 薬剤は、薬剤 A（病院等における調剤等の職務）のみ国籍要件を解除 2 別表 6 の選考基準により採用する場合を除く。							(凡例) ○ 競争試験・人事委員会実施 △ 選 考・人事委員会実施 ▲ 選 考・任命権者実施 ◇ 国籍要件除外職種 (注) 1 薬剤は、薬剤 A（病院等における調剤等の職務）のみ国籍要件を解除 2 別表 6 の選考基準により採用する場合を除く。						
別表 4 から別表11まで		(現行のとおり)					別表 4 から別表11まで		(略)				

改正案	現行
別表12 公募による採用選考方法 この定めは、任命権者が人事委員会の委任を受けて採用選考を行う場合又は選考候補者を決定する場合の方法について定める。 1 公募の方法 都の<u>ホームページ等</u>に掲載するとともに、関連する大学、関係機関等に周知依頼することを基本とし、可能な限り広く周知するものとする。 2 選考の方法 選考方法は、別表7から別表11までに定める方法とするが、この方法により難しい場合については人事委員会の承認を得て他の方法によることができる。 3 選考候補者の決定 任命権者は、選考候補者を決定し人事委員会に選考を申請する場合は、次に掲げる書類を作成し申請しなければならない。 (1) 採用選考実施経過調書 (2) 採用選考調書 (3) 採用理由書 (4) 業績調書 (5) その他証明書等必要と認められる書類 別表13から別表27まで (現行のとおり)	別表12 公募による採用選考方法 この定めは、任命権者が人事委員会の委任を受けて採用選考を行う場合又は選考候補者を決定する場合の方法について定める。 1 公募の方法 都の<u>お知らせ、とちょう-i</u>に掲載するとともに、関連する大学、関係機関等に周知依頼することを基本とし、可能な限り広く周知するものとする。 2 選考の方法 選考方法は、別表7から別表11までに定める方法とするが、この方法により難しい場合については人事委員会の承認を得て他の方法によることができる。 3 選考候補者の決定 任命権者は、選考候補者を決定し人事委員会に選考を申請する場合は、次に掲げる書類を作成し申請しなければならない。 (1) 採用選考実施経過調書 (2) 採用選考調書 (3) 採用理由書 (4) 業績調書 (5) その他証明書等必要と認められる書類 別表13から別表27まで (略)